

発議第5号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に対し、別紙意見書を提出するものとする。

令和4年6月17日提出

南魚沼市議会議長

塩谷寿雄 殿

提出者 南魚沼市議会議員 寺口友彦

賛成者 南魚沼市議会議員 大平 剛

賛成者 南魚沼市議会議員 鈴木 一

賛成者 南魚沼市議会議員 桑原圭美

賛成者 南魚沼市議会議員 黒滝松男

賛成者 南魚沼市議会議員 関 常幸

別紙

## 緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。東日本大震災の際は、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題になった。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし従来の法体系では限界があることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になり得る。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における憲法のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月17日

新潟県南魚沼市議会議長

塩谷 寿雄